愛媛県動物愛護センター便り

「適正譲渡の取り組みについて」

愛媛県動物愛護センター

「動物愛護センターでの犬ねこの譲渡は、単なるペットの斡旋ではありません。」と言うくだりを目にした方も多いのではないかと思います。これはセンターの譲渡事業のパンフレットの冒頭の一説です。この言葉の趣旨は、行政に収容され処分される犬ねこの数をいかに減少させるかと言う事に他なりません。

センターでは、毎月第 2 土曜日に定期譲渡会を開催しています。収容された主に子犬子ねこを健康管理・社会化訓練の後譲渡しています。センター開設以来、より適正な譲渡事業を目指してまいりました。『適正譲渡』とは？　次の３つの要件が必要と考えています。

まず一つ目は『適正な飼い主を増やす』ことです。譲渡に際して適切な飼育指導を行う必要があります。過去に犬ねこを飼っていたという経験から、『犬ねこを飼う』ということをあまりにも簡単に考えている方が多くいらっしゃいます。譲渡希望者には、飼養に必要な知識と意識をもっていただくため、『譲渡前講習会』の受講を義務付け、『地域の模範飼い主』として適正飼育のメッセンジャーとしての役割を期待しています。

二つ目は『適正のある犬ねこを譲渡する』ことです。譲渡犬ねこが健康であることはもちろんですが、特に犬の譲渡希望者にはハンドリング技術に長け多少の問題行動を適切にリハビリし飼養できる方はあまり多くいらっしゃいませんので、“普通の家庭犬として終生飼育されうる犬”を譲渡することが重要と考えています。

三つ目は、『繁殖制限の重要性を理解いただき徹底する』ことです。特にねこについてはセンターに収容されるねこの 3 分の 2 が 5 月～8 月に収容される子ねこであることからも、その重要性は言うまでもありません。

犬やねこを愛する方々の共通の願いは、将来の処分頭数の減少に他ならないでしょう。少しでも早く大幅に減らすためには、『**捨てられた命**を 1 頭でも救う』ことよりも『**捨てられる命**を 1 頭でも減らす』ことに重点を置く必要があります。たとえ昨年より 100 頭多く譲渡できたとしても、翌年の収容数が 500 頭増えれば譲渡事業の目的はまったく実を結んでないことになります。普及啓発活動を地道に継続的に展開する以外に近道はないと考えています。

とはいえ、センターでは「救える命は救いたい」との思いから、定期譲渡会以外に『一般譲渡』として収容された犬ねこの譲渡（健康管理・性格判断等はできていないもの）も行なっています。しかし、この場合飼養の知識をお持ちで、高齢・持病・多少の問題行動等さまざまなリスクに対処できる方には『適正譲渡』となりうるのですが、そうとは限らないケースが多い現状があります。後悔無く終生飼育されなければ動物も人もお互いが不幸です。また、動物による事故や近隣トラブルは、言うまでもなく避けなければなりません。譲渡希望者にも動物にも本当に『適正』で、確実に処分頭数の削減という目的達成の一助になるよう、『一般譲渡』の方法を今後も引き続き模索していきたいと考えています。